

議案第27号

三朝町防災会議条例の一部改正について

次のとおり三朝町防災会議条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町防災会議条例の一部を改正する条例

三朝町防災会議条例(昭和45年三朝町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5項」を「第6項」に改める。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づき、三朝町水防計画を定めるために必要な事項を調査及び審議すること。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 三朝町水防協議会条例(昭和62年三朝町条例第29号)は、廃止する。